

事業所の

新しい生活様式に対応するための

感染防止対策を 支援します!

「新しい生活様式」に対応するため、中小企業・個人事業者等が実施する感染防止対策の費用に対し、経費の一部を補助します。

申請期間

令和
2年

10/26(月)▶

令和
3年

1/29(金)

当日消印有効

※申請期限を
延長しました

~~令和2年12/18(金)~~

補助対象者

事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等
(例)小売業/教育,学習支援業/スポーツ施設提供業/娯楽業
生活関連サービス業/金融業,保険業/不動産業,物品賃貸業
専門・技術サービス業 等

・感染防止対策を目的とした県の他の支援事業の対象者については、補助対象者となりません。
・既に、国、市町村等による補助金を申請・受領した感染症防止対策経費については、補助対象外です。

補助内容

感染防止対策物品の購入等

- ・補助率:10/10以内
- ・補助額:1事業者あたり上限10万円
- ・補助対象期間:令和2年4月1日(水)～令和3年1月29日(金)

補助対象経費

物品購入費

- ・消毒費用・マスク費用・清掃費用・飛沫対策費用・換気費用
- ・その他衛生管理費用・PR費用

外注費

消毒作業・清掃作業・ユニフォームのクリーニング
感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的
としたポスター・チラシの印刷費

令和2年4月1日以降に購入・実施し、かつ申請期限までに支払いを終えた経費が対象となります。

鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局

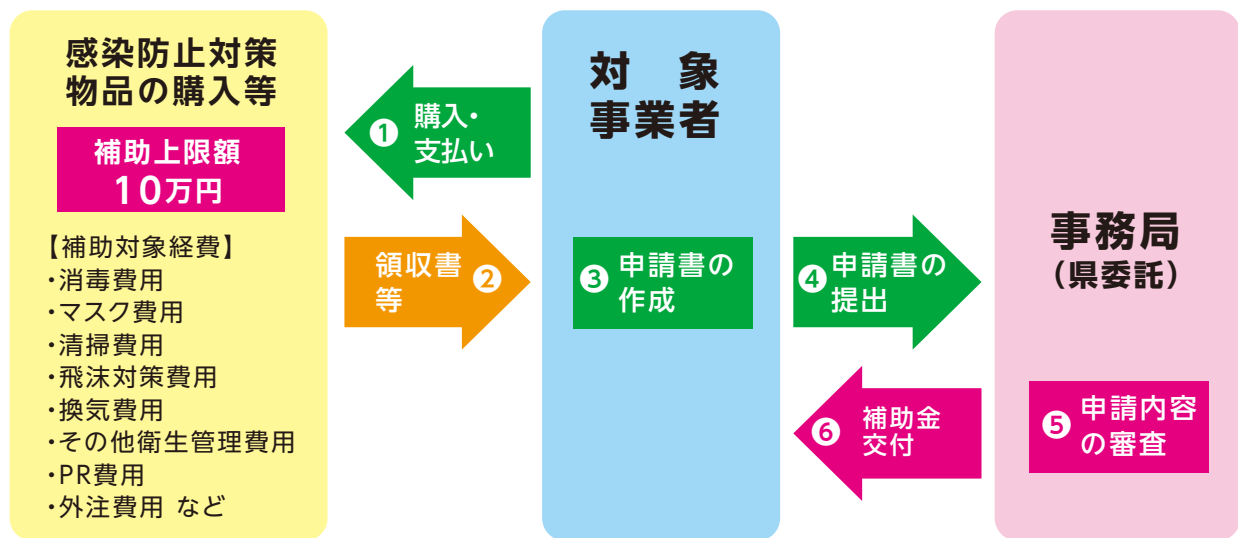
コールセンター / 099-296-8628

(12/28～1/4及び土日祝を除く)

新しい生活様式に対応するための 感染防止対策を支援します!

申請要件	<ul style="list-style-type: none">①申請時点において県内で事業を営んでいること②過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと③県による他の感染防止対策事業の申請・受領を行っていないこと④補助対象の物品購入等に当たり、国又は市町村の補助金と当該補助金とについて重複して給付を受けていないこと⑤代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと⑦前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして事務局が定めること
申請方法等	申請方法:郵送のみ 申請期限: 令和3年1月29日(金) (当日消印有効)まで 宛 先:〒890-0064 鹿児島市鴨池新町14番27号南国情報サービス3号館内 鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局 宛 ※申請は、1事業者あたり1回までです。 1事業者が2店舗以上経営している場合、まとめて申請を行う必要があります。

新しい生活様式に対応するための感染防止支援補助金



申請様式等

申請要領及び申請書の様式は、鹿児島県庁のホームページに掲載しているほか、以下の場所でも配布しています。

配布場所:各商工会議所、商工会、(公財)かごしま産業支援センター、各地域振興局・支庁総務企画課、各離島事務所総務課(係)

問い合わせ先

鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局
コールセンター/**099-296-8628**(9:00~17:00)
(12/28~1/4及び土日祝を除く)



←詳しくはこちらより